

# 設置費と維持管理費を補助

合併処理浄化槽は、し尿や台所・洗濯などの生活雑排水を併せて処理する浄化槽です。市では、合併処理浄化槽の設置費と維持管理費に予算の範囲内で補助金を交付しています。

## 設置費補助金

市では、住宅に合併処理浄化槽を設置する人に、設置費用の一部を補助しています(表①)。

平成27年度から、放流先のない場合の処理装置に対する補助を追加するとともに、印旛沼流域の区域に窒素除去高度処理型合併処理浄化槽を新規設置する場合に、浄化槽の処理能力に合わせた補助を行います。

## 維持管理費補助金

合併処理浄化槽を設置した人には、適正な維持管理(保守点検・清掃)と法定検査が義務付けられています。市では、維持管理に掛かった額についても、その2分の1相当を補助しています(表②)。

申請期間は、維持管理に関する契約書の内容により異なります。

※騒音地域(5~10人槽)は、特例により補助金の限度額が異なります。くわしくは環境衛生課(☎20-1531)へ。



浄化槽の設置工事の様子

### ①設置費補助金(限度額)

対象区域	印旛沼流域以外の区域		印旛沼流域の区域				放流先のない場合の処理装置*4
	通常型合併処理浄化槽		窒素除去高度処理型合併処理浄化槽		窒素・りん除去高度処理型合併処理浄化槽*1		
	新規	転換*1 (単独・くみ取り)	新規	転換*1 (単独・くみ取り)			
			TN20*2	TN10*3			
5人槽	22万円	33万2,000円	29万6,000円	44万4,000円	44万4,000円	52万8,000円	20万円
6・7人槽	27万6,000円	41万4,000円	32万4,000円	48万6,000円	48万6,000円	69万3,000円	24万円
8~10人槽	36万4,000円	54万8,000円	38万4,000円	57万6,000円	57万6,000円	96万3,000円	32万円
11~20人槽		93万9,000円			109万2,000円		
21~30人槽		147万2,000円			186万円		
31~50人槽		203万7,000円			249万6,000円		

\*1 表中の限度額に、単独処理浄化槽から転換するときは18万円、くみ取り便所から転換するときは10万円が上乗せされます(住宅の建て替えに併せてくみ取り便所からの転換は除く)

\*2 TN20とは、放流水の総窒素濃度の日間平均が1リットル当たり10ミリグラムを超え、20ミリグラム以下の機能を有する合併処理浄化槽

\*3 TN10とは、放流水の総窒素濃度の日間平均が1リットル当たり10ミリグラム以下の機能を有する合併処理浄化槽

\*4 合併処理浄化槽からの放流水の放流先(公共の道路側溝、水路など)の整備・確保が当分見込めない地域で、合併処理浄化槽の設置に併せて蒸発拡散方式による放流水の処理装置を設置する場合

### ②維持管理費補助金(限度額)

人槽区分	補助額
5人槽	1万8,000円
6人槽	2万1,000円
7人槽	2万4,000円
8人槽	2万7,000円
10~50人槽	3万3,000円